

中世に於る民衆文学の真意

——コキリコ踊を中心に——

つれづれ草

宮角 睦
森日出子

狂言への一考察

——大名狂言を中心にして——

村上弘光

好色五人女

西野 伸

世阿弥について

小川政昭

好色五人女

東郷 健

歌垣と民謡の社会性

福田徳昭

好色五人女考察

中嶋淳一

泉鏡花論

——「鏡花ロマン」の特質について——

石本忠義

「長恨歌」と「桐壺」卷

繁村勝利

投稿規定

国文学会機関誌「同志社国文学」は、会員諸氏の研究発表の場であり、進んで御投稿下さい。枚数は四百字原稿用紙三十枚〜四十枚。第二号へ切は八月二十日。ただし掲載論文の数には限度がありますので、論文の採扱は編集委員会に一任して下さい。

同志社大学国文学会会則

第一章 総 則

第一条 本会は同志社大学国文学会と称する。

第二条 本会は国文学・国語学及び国語教育の研究を目的とする。

第三条 本会の会員は同志社大学国文学専攻に属する左記のものとする。

- 1 専任教員
- 2 学部在学生
- 3 大学院在学生
- 4 学部卒業生
- 5 大学院卒業生

但し、特に入会を希望し、評議員会の認められたものは会員に
なることができる。

第四条 本会の事務所を同志社大学文学部国文学研究室におく。

第二章 事 業

- 第五条 本会の第二条の目的を達成するために左記の事業を行う。
 - 1 研究会の開催
 - 2 講演会の開催

3 機関誌の発行

4 研究上必要な調査・見学

5 その他、目的達成に必要な事項

第三章 組織及び役員

第六条 会長は会を代表する。会長は専任教員の互選による。

第七条 評議員会は総会に準ずる議決機関である。

第八条 評議員の選出は左記による。

1 専任教員 全員

2 学部在學生 一部 十二名

二部 四名

3 大学院在學生 一名

4 学部卒業生 二名

5 大学院卒業生 一名

但し、4・5項については会長がこれを委嘱する

第九条 常任委員会は会務の企画、立案、執行に当る。

第十条 常任委員の選出は左記による。

1 専任教員 四名

2 学部在學生（二部生一名） 五名

3 大学院在學生 一名

4 学部及び大学院卒業生 各一名

但し、4項については会長がこれを委嘱する。

第十一条 会計監査は二名とし、評議員会が委嘱する。

第十二条 役員任期は一年とする。但し、再選をさまたげない。

第十三条 第三条の各項の会員はそれぞれの部会を設けることができる。

第四章 総会

第十四条 総会

第十四条 総会は本会の最高の議決機関である。

第十五条 総会の開催は左記による。

1 定期総会は年一回これを開かねばならない。

2 臨時総会は評議員会又は常任委員会が必要と認められた時、これを開くことができる。

3 会員の五〇名の要請があれば、臨時総会を開かねばならない。

第十六条 総会は出席会員によって成立する。

第十七条 総会の議決は出席者の過半数をもって成立する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

第五章 会計

第十八条 本会の会費は年額二五〇円とする。

第十九条 本会の会計年度は四月一日より翌年の三月三十一日迄とする。

第六章 補則

第二十条 本会則の改正は総会において出席会員の三分の二以上の同意を要する。

第二十一条 本会則の発効は昭和四十年四月一日とする。